

1) 環境影響評価と Health Impact Assessment

環境影響評価（EIA）、戦略的環境影響評価（SEA）における「社会的健康規定要因」の取り扱いに関する事例検討

産業医科大学 医学部 公衆衛生学教室 藤野善久

はじめに

HIA では教育、雇用、産業、住宅、社会保障制度などの全ての事業を対象としているのに対して、EIA および SEA は、あくまで土地や空間の形状に変化を与える事業が対象であり、それは多くの場合、法律などで規定されている。例えば、環境影響評価であれば、環境影響評価法によって、道路、河川、鉄道、飛行場、発電所など 13 の事業種類が定められており、さらにそれぞれの事業の規模によって第一種事業と第二種事業とに分類される。HIA と EIA および SEA の大きな違いは、この対象事業の選定の違いにあるが、広義においては、EIA および SEA は HIA の一部とする考え方もある。従って、EIA および SEA の評価項目の中には、HIA で評価すべき項目と重複しているものもある。逆に、EIA および SEA が対象とする事業であっても、HIA であれば考慮すべきとされている評価項目が、実際には評価されていないことも少なくない。

本稿では、国内の環境影響評価、戦略的環境影響評価の事例のうち、HIA が対象とする健康影響および健康規定要因がどのように取り扱われているかについて検討する。

1. 埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱

埼玉県では平成 14 年に、埼玉県戦略的環境影響評価実施要項を制定している。その中に挙げられた評価項目のうち、特に HIA との関連が大きいものとして、水、大気などの環境項目以外に、「人と自然とのふれあい」、生活環境（日照、風害）、安全環境（防災、安全）、および社会経済項目がある。社会経済項目の中では、社会的影響として、地域分断、住民移転、地域社会への影響、地域交通が挙げられている。また経済波及効果として、雇用創出効果、地元雇用の拡大などが挙げられている。

別表3 関連する社会経済面の調査、推計に係る社会経済要素の範囲

社会経済要素	内容	調査、推計項目の例
事業に係る費用	事業に係る費用、期間等	概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など
事業の効果	事業実施による経済的な影響	事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など
社会的な影響	事業実施による社会的な影響	地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など

(埼玉県戦略的環境影響評価技術指針より)

事例1：所沢市北秋津地区土地区画整理事業

表-5.2.1 関連する社会経済面の推計手法

社会経済要素	推計項目	調査・推計の手法
事業に係る費用	概算事業費	・概算事業費については、土地利用計画に基づいて、類似事例等に基づく原単位*を利用して、算定する。
事業の経済的な効果	工事・建設に伴う雇用促進の便益	・工事・建設に係る期間、規模等に基づいて、類似事例等に基づく原単位を利用して、算定する。
	宅地利用価値の増大	・宅地利用価値の増大については、市内の類似事例に基づいて、事業を実施した場合の地価と、実施しない(現況の)地価との比較を行い、事業区域面積全体についての効果を算定する。
	経済規模拡大等の便益	・経済規模拡大等の便益については、市内の類似事例に基づいて、人口一人当たりの購買力等の原単位を用い、計画人口から事業の効果を算定する。
	固定資産税等の税収便益	・固定資産税等の税収便益の増大については、市内の類似事例に基づいて、計画宅地面積及び家屋戸数等に基づき、事業の効果を算定する。
事業の社会的な影響及び効果	地域分断の緩和 地域交通の改善	・鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化(渋滞の緩和)、緊急車両の通行等の防災性の向上等、費用・便益として数値的に把握しづらい項目について、定性的に整理し、比較する。

(出

典 所沢市北秋津地区土地区画整理事業 戦略的環境影響評価報告書)

事業の社会的な影響及び効果として、報告書では地域分担の緩和および地域交通の改善について評価を行っている。そこでは、鉄道による地域分断の解消、地域交通の変化、渋滞緩和、緊急車両の通行などの防災性の向上などを定性的に整理

して比較を行っていた。また、事業による経済的な効果として、経済規模拡大など便益について、人口増に伴う購買力の増加や、工事に伴う雇用促進の便益などが評価されていた。

事例 2：彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想

事業の概要

彩の国資源循環工場（以下、資源循環工場という。）は、埼玉県が計画の策定、事業者の募集、用地賃貸、建設から将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保する資源循環モデル施設である。資源循環工場は、大里郡寄居町にある県有地を活用した民間再資源化施設、PFIサーマルリサイクル施設、県営最終処分場（埼玉県環境整備センター）、県と民間の研究施設などで構成されている。埼玉県では、公共関与による廃棄物処理施設の中核拠点機能をさらに拡充するため、資源循環工場第Ⅰ期事業の隣接地にフィールドを拡大して、さらに再資源化施設を充実させるとともにひっ迫する最終処分場を確保し、県内で発生する循環利用可能な廃棄物の「全量県内再資源化」を行うための資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想を掲げた。

社会的な影響に関する評価

この事業に関する戦略的環境影響評価報告書は H17 年 1 月に受理された。ここでは、その中で取り上げられた社会的影響について紹介する。社会的な影響として、経済波及効果、雇用創出効果、地域社会・文化への影響として、地域社会の意見の反映、観光への影響、地域資源を用いた公園整備、地元雇用の拡大、地元のイメージアップなどが評価項目に挙げられていた。

表—10.2.14 雇用創出効果に係る評価

	評価の視点	A案	B案	C案
造成・建設工事時に期待される雇用創出効果(人)	雇用人員数が大きいこと	17,200	26,445	18,705
相対的比率		0.65	1.00	0.70
評価		○	◎	○
最終処分場運営・管理時に期待される雇用促進効果(万トン)	雇用人員数が大きいこと (埋立処分量に比例する)	88	113	103
相対的比率		0.78	1.00	0.91
評価		△	○	○

注) ◎：他の案に比べて優れている ○：他の案と同じまたはほとんど差がない
△：他の案と比べて劣っている

(出典 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書)

表—10.3.2 地域社会・文化への影響に係る評価

地域社会・文化への影響	評価の視点	A案	B案	C案
・工業団地予定地の土地利用については、多くの住民の声を聞き、慎重に進めること	地域社会の意見が十分に反映されること	○	○	○
・観光資源である鉢形城址、名勝である「深沢四十八釜」の上流に位置する施設ができることで、地域の観光への影響が懸念される。 ・ハヤブサを見に来る観光客への影響が懸念される。	観光への影響が発生しないこと	○	○	○
・公園の整備にあたっては長滞の「ロウバイ」のように観光客を呼び込むような特徴ある整備を行うこと	地域資源を活用した公園緑地の整備を図ること	○	○	○
・供用時に地元雇用に拡大すること	地元雇用が大きいこと (表—10.2.14)	0.78 △	1.00 ○	0.91 ○
・地元のイメージアップを図るため、資源循環型の研究施設を建設又は誘致すること	地元のイメージアップの努力を行うこと	○	○	○
・埋め立て跡地を全面的に公園化すること ・埋め立てが終了したら、元の自然に復元すること ・公園・緑地部分でもっと県民が楽しめる要素を入れること。	埋め立て跡地において公共的価値のある再利用が行われること	○	○	○

注) ◎：他の案に比べて優れている ○：他の案と同じまたはほとんど差がない
△：他の案と比べて劣っている

この他、道路環境に関する環境配慮ということで、下記のような記述が見られた。

「廃棄物の受入時間と小学生・中学生の下校時間が重なるため、特に運転手の注意を喚起することが重要である。なお、工業団地用地に民間企業施設が立地した

際には、小学生・中学生の登下校時間と工業団地の発生集中交通量の通行時間が重なるため、さらにきめ細かい交通安全対策を行う必要がある。」

2. 京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱

京都市では、「環境を基軸とした政策」掲げ、京都市が行う大規模な事業に際し、環境への影響を評価する現行の事業実施段階での環境影響評価に先立ち、計画段階においても環境への影響について、調査、予測及び評価を実施する仕組みである「京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱」を策定し、平成16年10月から施行した。

「計画段階環境影響評価技術指針」において具体的な評価項目を示している。しかしながら、その中の用語の説明として、「社会面とは基本的に計画等の合目的性をいい、人口や福祉、文化などの一般的な社会科学の側面をいうものではない。」、また「経済面とは、基本的に事業の経済性をいい、当該計画等による市場や産業への波及効果、雇用創出などの一般的な経済の側面を含むものではない。」と注釈が付けられている。このことは、HIAの考え方とは異なることを示すものである。

考察

環境影響評価、戦略的環境影響評価とHIAの統合は国際的にも大きな議論となっている。概念や手続きにおいて多くの共通点を有しているが、具体的な評価項目においては、少なくとも国内事例においては、違いが認められる。

これにはいくつかの理由が考えられる。第一に、社会的な影響と健康との関連についての認識が挙げられる。HIAにおいては、社会疫学的な実証結果を通じて、広範な政策領域が健康に与えるという事が認識されており、社会的健康規定要因という考え方が広く受け入れられている。一方で、環境影響評価においては、このような視野は今のところ含まれていない。第2に、HIAが人もしくはヒトの健康への配慮を第一義としていることに対して、EIAもしくはSEAでは、環境や生態系への影響を配慮することが評価項目であり、ヒトへの健康影響は、その結果からくる二次的な効果として捉えられていることが挙げられる。第3に、

社会的な健康規定要因に関する評価手段が技術的に確立しておらず、実際に評価に取り組むことが困難であるということがある。

また、環境影響評価および戦略的環境影響評価における環境項目、社会的項目の評価全般において、評価の多くは事業全体の平均的もしくは総合的な評価に限られていた。HIA においては、特に影響を受けやすい集団を把握し、集団の特性別に影響を評価するという方法が取られるが、国内の環境影響評価、戦略的環境影響評価では、これに関する記述はほとんど見られなかった。

環境影響評価における健康関連評価項目の扱い

北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 二渡 了

1. はじめに

わが国では、1972年（昭和47年）に「各種公共事業等に係る環境保全対策について」が閣議決定され、公共事業についての環境アセスメントが導入された。その後、法制化の動きもあったが、1984年（昭和59年）に「環境影響評価について」が閣議決定され、行政指導による環境アセスメントが実施されることになった。このほか、地方公共団体において環境アセスメントに関する条例・要綱の制定が進められた。

1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、環境影響評価の推進が位置づけられたこと（同法第20条）をきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まった。その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立し、1999年6月に全面施行された。

本稿では、環境影響評価法の実施に関連する資料等を整理し、その中で健康関連評価項目がどのように扱われているのかについて整理する。

2. 環境影響評価の手順

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことが環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要であるとの考えのもとにつくられている。規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としている。環境アセスメント手続きの流れを図1に示す。

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業である。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととしている。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を

「第2種事業」として定め、手続きを行うかどうか個別に判断される（これをスクリーニングと言う）。規模が小さくても事業の内容（環境影響が大きいと予想される事業）や地域の状況（希少な動植物の生息地の存在など）によって環境ア

セスメントを行う必要がある。

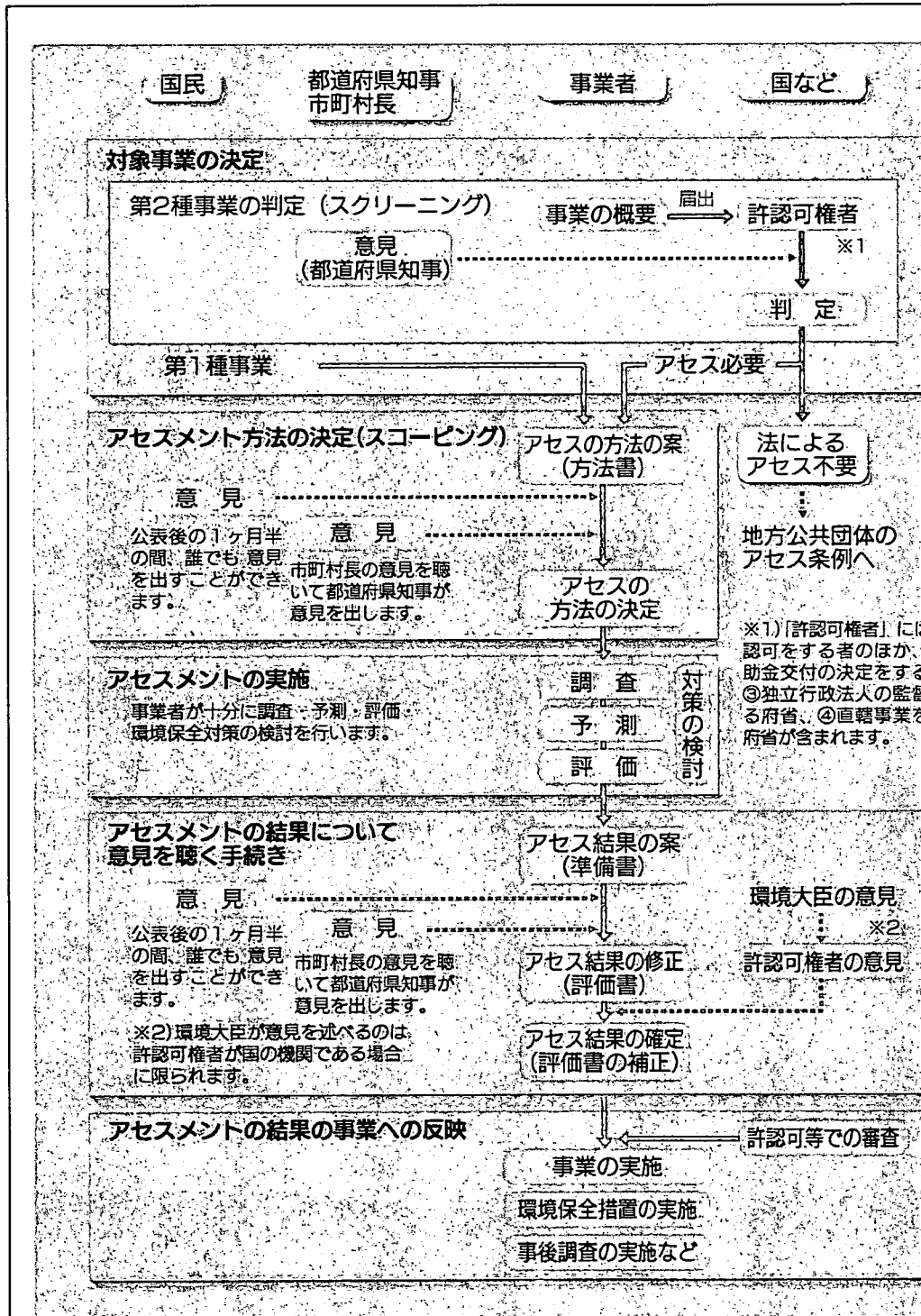


図1 環境アセスメントの手続きの流れ（環境省パンフレットより）

次に行われるのが、環境アセスメント方法の決定（スコーピング）である。環境アセスメントは、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど高い効果を上げる。また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるため、環境アセスメントを地域に応じて行う必要がある。これらの点から、環境アセスメントの方法を確定するに当たって、地域の環境を良く知っている住民や地方公共団体などの意見を聴く手続きが設けられている。具体的には、事業者はどのような項目についてどのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した「環境影響評価方法書」を作成し、都道府県知事、市町村長に送付して、それらの意見を聴く。事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定する。

環境アセスメントの方法が決まったら、事業者はその方法に従って、調査・予測・評価を行う。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価する。それらの結果をとりまとめたのが「環境影響評価準備書」である。事業者はこの準備書を作成し、都道府県知事、市町村長に送付し、関係者への縦覧を行うとともに説明会を開催する。準備書の内容に対して、環境保全の見地から意見のある者は誰でも、意見書を提出することができる。事業者は提出された意見の概要と意見に対する見解を都道府県知事と市町村長に送付する。

これらの手続きが終わると、事業者は準備書に対する意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で「環境影響評価書」を作成する。作成された評価書は、事業の許認可を行う者と環境大臣に送付され、環境保全の見地から審査される。審査の結果、必要に応じて環境大臣の意見、事業の許認可を行う者が意見を述べる。事業者は、それらの意見の内容を吟味し、必要に応じて見直した上で、最終的に評価書を確定し、都道府県知事、市町村長、許認可を行う者に送付するとともに、評価書を確定したことを公告し、地方公共団体の公舎や事業者の事務所で1ヶ月間縦覧する。

これまでの施行状況を表1に示す。道路を対象とした評価が最も多く、以下、

発電所、面整備の順で続いている。

表 1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

	道 路	河 川	鉄 道	飛行 場	発電 所	処分 場	埋 立	面整 備	合計
手続実施	71	6	13	8	41	5	10	20	169
手続中	22	3	1	1	9	2	3	5	45
手続完了	40	3	10	7	29	3	7	12	107
手続中止	9	-	2	-	3	-	-	3	17

(2007年3月末現在、環境HPより)

3. 環境影響評価の評価項目

環境影響評価の項目は、環境基本法に規定される環境保全施策の範囲（同法第14条）のものである。環境影響評価法の基本的事項を定めた環境庁告示第87号（平成9年12月）に別表として示されている。環境影響評価の項目、すなわち環境要素の区分を表2に示す。環境の自然的構成要素の良好な状態の保持として、大気環境での大気質、水環境の水質、底質などが評価項目になっている。さらに細区分として、硫黄酸化物や窒素酸化物、一酸化炭素などの大気環境基準項目や生物化学的酸素要求量などの水質項目が標準項目に選定される。

表 2 環境影響評価の項目

		影響要因の区分	工 事			存在・供用		
環境要素の区分		細区分						
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質						
		騒音						
		振動						
		悪臭						
		その他						
	水環境	水質						
		底質						
		地下水						
		その他						
	土壌環境・その他の環境	地形・地質						
地盤								
土壌								
その他								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植 物							
	動 物							
	生態系							
人と自然との豊かな触れ合い	景 観							
	触れ合い活動の場							
環境への負荷	廃棄物等							
	温室効果ガス等							

環境省は、「環境影響評価情報支援ネットワーク」というホームページサイトを運用し、環境アセスメントの制度や事例、技術などに関する情報提供を行っている。その中に、「環境影響評価法等に基づく事例検索」があり、事業ごとの概要、予測・評価項目、環境保全対策、出現生物種情報、目次（評価書など）、関連図書、その他の概要情報が整理されている。この予測・評価項目には項目に対する影響要因、選定根拠が示されている。また、その他の概要情報には「調査」としての調査項目に対する調査方法、詳細項目、期間、頻度、地点数などの一覧、「予測・評価」としての予測・評価項目に対する詳細項目、予測手法、評価基準、予測時期の一覧、「環境保全措置」、「事後調査」、事業に寄せられた意見、意見に対する見解がある。大気質や騒音、振動、水質に関する評価基準では定量的基準として環境基準が用いられている例が多い。ただし、大気質や水質では対象となっていない地域では「制定されていない」と記述されている。今回、この事例検索の結果を見る限りでは、健康関連項目を予測・評価項目にあげた事例はなかった。

4. 戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment : SEA)

戦略的環境アセスメントとは、個別の事業の計画・実施に枠組みを与える「政策 (policy)・計画 (plan)・プログラム (program)」を対象にした環境アセスメントである。主要諸国で導入に向けた取り組みが開始されており、わが国の地方公共団体でも政策段階、計画・プログラム段階での環境配慮の仕組みとして先進的事例が見られる。戦略的環境アセスメントと環境アセスメントの特徴を図2に示す。

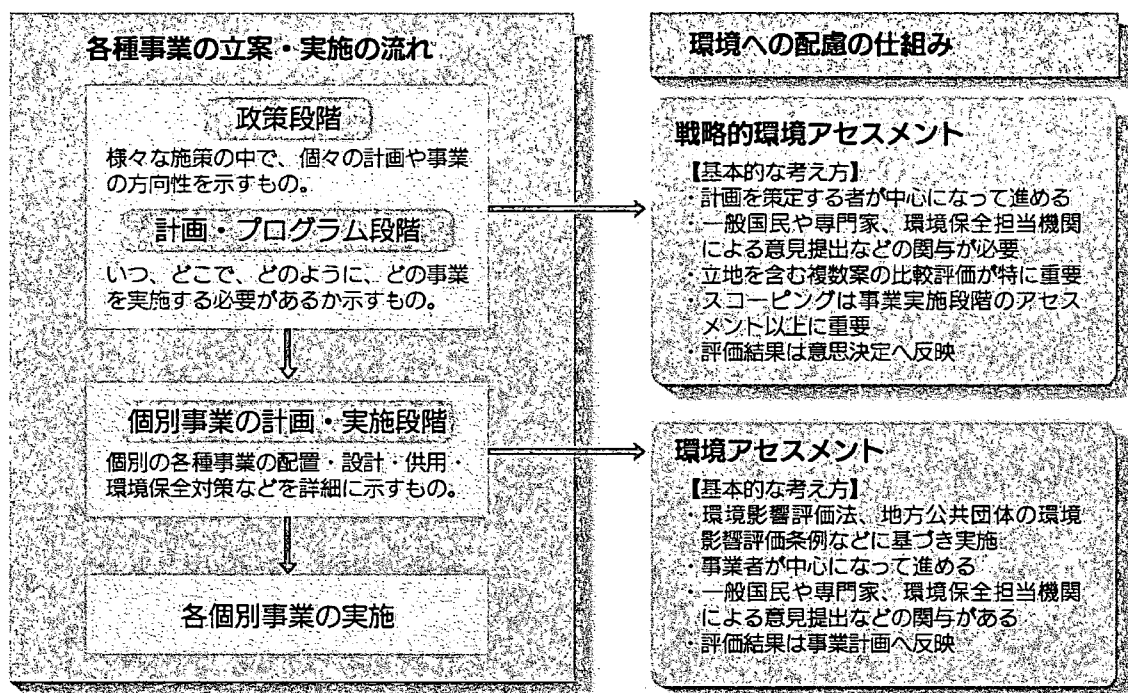


図2 戦略的環境アセスメントと環境アセスメントの特徴（環境省パンフレットより）

環境省は、「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設置して検討を進め、2000年8月に戦略的環境アセスメントが備えるべき原則や留意点などについての報告書を取りまとめた。また、同年12月に閣議決定された第2次環境基本計画の中で、戦略的環境アセスメントを位置づけ、上位計画や政策での環境配慮を具体的にどう進めたらよいかを明らかにすること、国や地方公共団体における取り組みの実例を積み重ねること、それを踏まえてガイドラインの作成を図り、必要に応じ制

度化の検討を進めることが定められた。そして、2007年4月に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」がとりまとめられた。

「戦略的環境アセスメントガイドライン」における評価項目は、対象とする環境要素として、環境基本法に定める「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」、「人と自然との豊かな触れ合い」及び「環境への負荷」に係るものとしている。環境影響評価法による現行の環境アセスメントの評価項目と同じである。ガイドラインに添付された参考付表「主な評価項目の選定の考え方」を表3に示す。評価項目は、計画特性及び地域特性を勘案し、案毎にSEAの評価の目的に照らし、位置・規模等の検討段階において評価を行う必要のある項目を選定することになっている。しかし、これらの中に健康に関連する項目は入っていない。地方公共団体で先進的に行われている事例を個別に検討する必要がある。

なお、2003年に制定された国連欧州経済委員会（UNECE）によるSEA議定書（キエフ議定書）では、SEAを「起こりうる環境（健康を含む）影響の評価」と定義しており、健康関連項目も含まれる。わが国においても、とくに地方公共団体が進める戦略的環境アセスメントでは、健康関連項目を評価項目に採用する例もありえるであろう。

表 3-1 SEA ガイドラインにおける主な評価項目の選定の考え方

環境要素	特性	計画特性	地域特性		
			①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気環境	大気質	・大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	・総量規制の指定地域(大防法) ・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(自動車NOx・PM法) 等	・環境基準(NO ₂ 、SPM等)の未達成地域 等
	騒音・振動	・騒音・振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・騒音規制地域(騒音規制法) ・振動規制地域(振動規制法) 等	・環境基準(騒音)の未達成地域 ・要諦限度の超過地域(騒音・振動規制法) 等
	悪臭	・悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		・悪臭規制地域(悪臭防止法) 等	・規制基準の超過地域(悪臭防止法) 等
水環境	水質	・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり ・水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・水道原水取水地点 ・閉鎖性の高い水域 ・汽水域 等	・環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 ・総量規制の指定地域(水濁法) ・指定地域(湖沼水質保全特別措置法) 等	・環境基準(BOD等)の未達成地域 等
	地下水	・大規模な地下構造物の設置、著しい量の揚水を伴う事業内容を含む ・地下水汚染のおそれあり	・地下水利用が行われている地域 等	・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採取規制法) 等	・相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域 等
土壌環境・その他	地形・地質	—	・地形レッドデータブックに記載されている重要な地形 等	・名勝又は天然記念物(文化財保護法) ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質 等	—
	土壌	—	・自然由来・人為的土壌汚染地域 ・鉱山等跡地 等	・指定地域(土壌汚染防止法) ・農用地汚染対策地域(農用地土壌汚染防止法) 等	—
動物・植物・生態系	—	—	・自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 等	・自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)の区域 ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・生息地等保護区(種の保存法) ・緑地保全地区(都市緑地保全法) ・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 等	—

表 3-2 SEA ガイドラインにおける主な評価項目の選定の考え方（つづき）

特性 環境要素	計画特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
景観	—	・景観資源等	・市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然環境情報図（自然環境保全基礎調査）における自然景観資源等	—
触れ合い活動の場	—	・地域の主要な人と自然との触れ合い活動の場等	—	—
廃棄物等	・一般・廃棄物廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	—	—	—
温室効果ガス等	・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	—	—	—

注1) 評価項目（環境要素）の選定に当たっては、「計画特性」及び「地域特性」の各欄に該当する可能性のある環境要素を選定するものとする。

2) 「地域特性」に掲載している地域又は対象は、参考例として示したものである。

参考文献

環境省総合環境政策局環境影響評価課：環境アセスメント制度のあらまし（パンフレット）

環境省総合環境政策局環境影響評価課（2007.4）戦略的環境アセスメント導入ガイドライン

社団法人環境情報科学センター編（1999.8）環境アセスメントの技術、中央法規
環境影響評価制度研究会（2006.10）環境アセスメントの最新知識、ぎょうせい

計画段階環境アセスメントにおける健康関連評価項目

北九州市立大学大学院国際環境工学研究科 加藤尊秋

1. 全体的な俯瞰

計画段階環境アセスメントは、開発計画の初期段階において、複数の代替案の比較を含む計画評価を行おうとするものである。計画の方向性がほぼ定まってから行う事業段階環境アセスメントとは、別の制度であり、現状では、まだ少数の自治体のみがこの制度を有する。

環境関連で評価される項目は、ほぼ事業段階環境アセスメントに準じている。たとえば、東京都の場合、計画段階、事業段階ともに、同じ技術指針を用いている。ただし、事業段階アセスメントと比べると簡易的な評価となる場合もある。したがって、計画段階環境アセスメントにおいても、健康影響に対する考え方は、事業段階環境アセスメントと同様である。つまり、大半の項目については、汚染物質の濃度、騒音の程度など、物理的に測定可能な値の予測をエンドポイントとしている。景観等、一部に定性的な項目もあるが、この評価も予測図面の提示等の形でなされ、人間の健康への具体的な影響が議論されることはない。ただし、防災・安全に関わる項目は、計画の人命・健康への影響を直接的に評価する例と捉えることも可能である。

一方、計画段階環境アセスメントに特有の項目として、環境影響の他に、事業に要する費用や経済活動、社会的影響についての考察が挙げられる。社会的影響としては、埼玉県を例にとると、地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通等とされている。ただし、既存事例を見る限りでは、雇用を通じた健康の改善、貧困層の生活向上等、上述の項目について健康をエンドポイントとして評価する視点は、見られない。

このように、現状の事業段階環境アセスメントの場合、欧州等で見られる健康影響アセスメントと比べると、考慮される健康影響の範囲は狭い。

なお、自治体により、計画段階アセスメントと戦略的環境アセスメントの2つの呼称があるが、現状では、実質的な差はないと思われる。ただし、東京都環境局環境影響評価課へのヒアリングでは、東京都の計画段階環境アセスメント制度に対し、雇用や経済影響、経済格差の縮小等、さらに広い範囲の評価を行うアセ

アセスメントを戦略的環境アセスメントと位置づけていた。このように、戦略的環境アセスメントは、計画段階アセスメントよりも広範な対象を評価するという考え方もあることを付記しておく。

2. 計画段階環境アセスメントの実例

戦略的環境アセスメント総合研究会による平成 18 年度戦略的環境アセスメント総合研究会報告書では、当該アセスメント制度がある自治体が 4 つ挙げられている。このうち、実際の評価事例がある 3 自治体についてまとめる。

2-1 埼玉県

(1) 制度名称

埼玉県戦略的環境影響評価制度

(2) 作成図書

戦略的環境影響評価計画書

(3) 対象となる計画

埼玉県が行う一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設等の事業

(4) 評価項目

技術指針に見られる区分は、以下の通りである。

1) 環境項目

- a) 物質循環：天然資源の消費、廃棄物等の排出量等
- b) 地球環境：温室効果ガス等
- c) 大気環境：大気質、騒音、振動、悪臭等
- d) 水環境：水質（地下水含む）、水循環（又は水象）等
- e) 土壌・地盤環境：土壌、地盤沈下、地象
- f) 化学物質：ダイオキシン類等

（大気、水、土壌等の環境要素ごとの選定のほかに、化学物質の排出・移動量を大気、

水、土壌の環境媒体横断的に予測・評価する場合に選定できる。）

- g) 自然環境：動物、植物、動植物の生息・生育基盤、生態系等
- h) 人と自然とのふれあい：景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財

- i) 生活環境：日照障害、電波障害、風害
- j) 安全環境：防災、安全（治水、土地の安定性等）

2) 社会経済面

- a) 事業に係る費用：概算事業費、事業期間、維持管理の難易、事業採算性など
- b) 事業の効果：事業整備効果、経済波及効果、雇用創出効果など
- c) 社会的な影響：地域分断、住民の移転、地域社会への影響、地域交通など
実施事例では、以下が検討されている。

a) 鉄道延伸の便益（時間短縮、CO2削減を貨幣価値に換算：地下鉄7号線延伸計画）

b) 経済波及効果、雇用創出効果、地元雇用の拡大（彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業）

宅地利便性の増大（地価上昇：所沢市北秋津地区土地区画整理事業）

人口増による経済効果（所沢市北秋津地区土地区画整理事業）

c) 固定資産税収の増大（所沢市北秋津地区土地区画整理事業）

d) 観光への影響、地元のイメージへの影響（彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業）

e) 国道の安全性（通学路等：彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業）

f) 鉄道による地域分断の改善

（5）これまでの実施事例

3件（関連図書は、埼玉県ホームページよりすべて取得可能）

<参考文献>

埼玉県環境部(2002.6.27) 埼玉県戦略的環境影響評価技術指針、埼玉県環境部

2-2 東京都

（1）制度名称

計画段階環境影響評価制度

（2）作成図書

環境配慮書と特例環境配慮書の2種類がある。このうち、特例環境配慮書は、各代替案の環境関連部分に関し、事業段階アセスメントに相当する評価を行った

ものである。特例環境配慮書を作成した場合、事業段階アセスメントのかなりの部分を省略できる。

(3) 対象となる計画

東京都が行う一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設等の事業

(4) 評価項目

技術指針に見られる区分は、以下の通りである。

1) 環境項目

- a) 大気汚染
- b) 悪臭
- c) 騒音・振動
- d) 水質汚濁
- e) 土壌汚染
- f) 地盤（地盤沈下、地盤の変形）
- g) 地形・地質（土地の安定性、特異な地形・地質への影響）
- h) 水循環（水域への影響）
- i) 生物・生態系
- j) 日影
- k) 電波障害
- l) 風環境
- m) 景観
- n) 史跡・文化財
- o) 自然との触れ合い活動の場
- p) 廃棄物
- q) 温室効果ガス

このほか、広域複合計画に関しては、さらに、使用する燃料等のエネルギー有効利用、使用する水等についての省資源・資源再利用、ヒートアイランド対策、オゾン層の保護等の地球環境保全に関わる項目も可能な限り記述する。

2) 社会経済面

東京都の場合、社会経済面の記述は、必ずしも要請されないが、実際には、各

事案に合わせて記述がなされる模様である。国分寺都市計画道路の評価事例では、以下が検討された。

- a) 利用者の視点：道路の速達性、安全性・快適性
- b) 生活者の視点：安全性・快適性、沿道利用の利便性、バス導入時の利便性、ライフラインの収容、オープンスペースによる安全・防災機能
- c) 事業者の視点：事業費、維持管理費

一方、豊洲新市場建設計画では、評価対象が上述の環境項目のみに絞られている。東京都環境局環境影響評価課へのヒアリングによると、PFI事業が予定され、市場施設運営の詳細が不明であったために、経済面等の評価が不能であったとのことである。なお、このアセスメントでは、物流施設という特性に合わせ、環境項目として低周波音の影響が追加的に検討されている。

(5) これまでの実施事例

2件（図書概要のみ東京都ホームページより取得可能、本文は、環境局環境評価課で貸し出し可能）

<参考文献>

東京都環境局(2004.10) 東京都環境影響評価技術指針（付解説） 東京都環境影響評価事後調査基準、東京都環境局

東京都環境局(2008) 東京都の環境影響評価制度、東京都環境局

東京都中央卸売市場管理部新市場建設室(2004) 環境配慮書：豊洲新市場建設計画、東京都中央卸売市場管理部新市場建設室

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課(2004) 特例環境配慮書：国分寺都市計画道路 3.2.8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課

2-3 京都市

(1) 制度名称

京都市計画段階環境影響評価制度（戦略的環境アセスメント）

(2) 作成図書

環境配慮報告書